

萩の台住宅地 地区防災計画

目 次

第 1 章	地区防災計画について	1
第 2 章	地区の概要	1
	2.1 社会特性	1
	2.2 自然特性	2
	2.3 想定される被害	2
第 3 章	大規模地震発生時に自治会/自主防災会が 各世帯に求める事項	4
	3.1 大規模地震発生時の活動	4
	3.2 平時からの備え	6
第 4 章	自主防災 組織と活動	6
	4.1 大規模地震発生時の活動	7
	4.2 平時の活動	10
第 5 章	災害発生時の要支援者への対応	11
	5.1 避難行動要支援者台帳	12
	5.2 個別避難計画書と災害時用支援者名簿	12
	5.3 要支援者の避難行動支援	12
第 6 章	計画の見直し	13
	6.1 定期的な見直し	13
	6.2 臨時の見直し	13

令和8年（2026年）7月

萩の台住宅地自主防災会

第1章 「地区防災計画」について

1.1 「地区防災計画」とは

平成7年の阪神・淡路大震災では、地域における自発的な自助・共助の重要性が認識され、その後の東日本大震災においても自助と地域コミュニティにおける共助が避難誘導や避難所運営において重要な役割を果たしたと評価されている。

このような背景から、平成26年4月に災害対策基本法が改正され、「地区防災計画制度」が定められた。

「地区防災計画」は、地区の住民が地区の特性を理解し、起こりうる災害を想定して平素の防災・減災活動や災害発生時の行動を具体的で実際に活用できる計画を作成するものである。

1.2 本計画の目的

本計画は、発災時に災害から人命を守り、災害関連死などの二次災害を防ぎ、平常時の生活をいち早く取り戻すことを目的とする。

1.3 本計画が対象とする範囲

本計画は、生駒市萩の台2丁目、3丁目、4丁目の範囲を対象地域とする。

1.4 起こりうる自然災害

自然災害には、地震/津波/洪水/土砂崩れ/噴火/大雪/大雨/台風/竜巻などがある。

奈良県では、津波/噴火/大雪の災害が発生することはない。また、萩の台住宅地区内に急傾斜地や渓流等がないことから、洪水や大雨での被害さらには土砂災害も想定する必要がなさそうである。（2023 生駒市総合防災マップより）

残る地震/台風/竜巻については発生が想定でき、被害がでることが推測できる。

萩の台住宅地では、台風や竜巻はある程度事前に予測がつきその対応を講じることが出来るので、本計画では事前に準備する自然災害を大地震に絞り、その対策・対応を講じるものとする。

第2章 地区の概要

2.1 社会特性

萩の台住宅地は、1980年ころ（昭和50年代半ば）から分譲された一戸建てばかりの住宅地で、令和7年4月1日現在の人口/世帯数は次のとおりである。

地区	世帯数	人口		年少者（14歳以下）		高齢者（65歳以上）	
		男性	女性	人数	人口比率	人数	人口比率
2丁目	126	133	145	27	9.7%	109	39.2%
3丁目	365	351	399	57	7.6%	391	52.1%
4丁目	218	216	254	44	9.4%	242	51.5%
合計	709	700	798	128	8.5%	742	49.5%

高齢者の比率が生駒市内でも最も高い地区のひとつで、災害時には共助を必要とする住民が多くいると推測される。また現役世代の平日の昼間は男女を問わず働きに出かけていることが多く、共助を提供する側が少ないことが予測される。

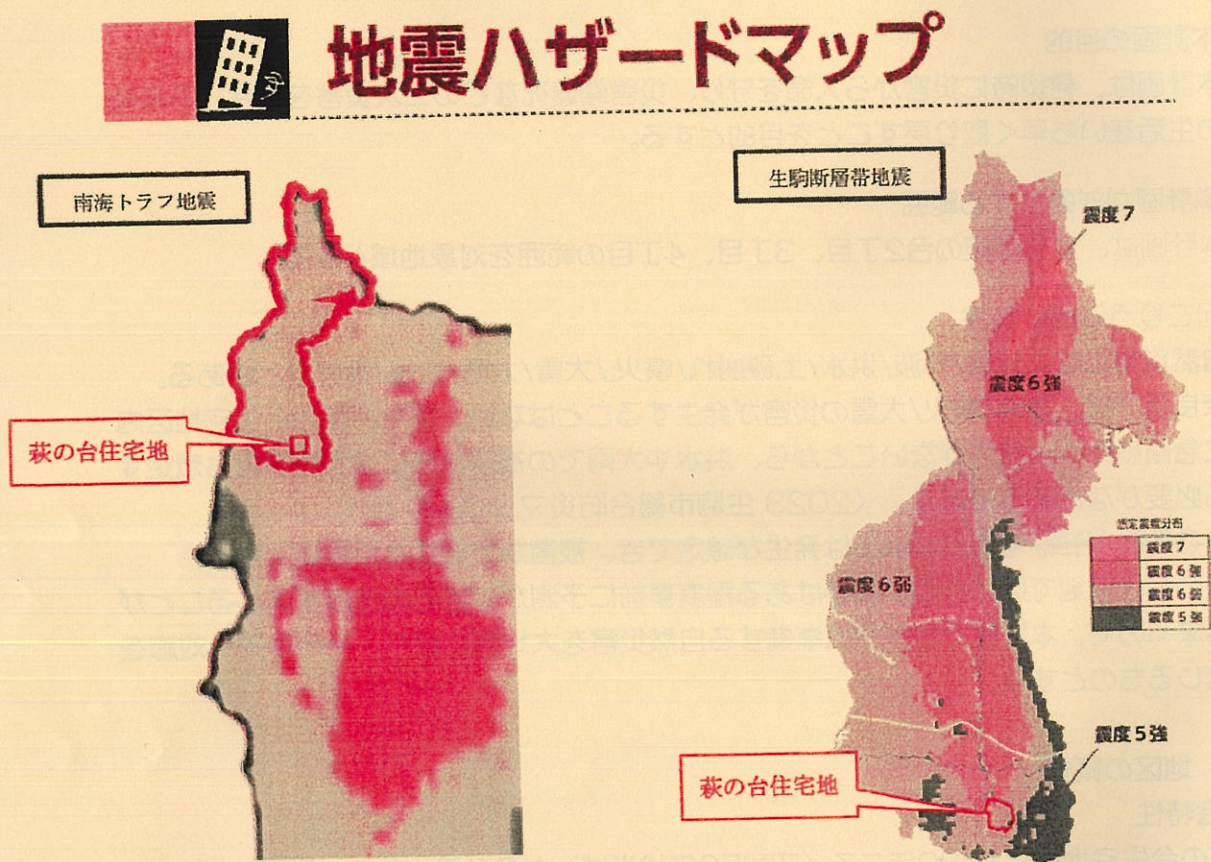
助けを提供できる側が少なく、助けを必要とする人が多いとなれば、より一層高度で迅速な自主防災会の活動が求められることとなる。

2.2 自然特性

萩の台住宅地は、地域の底地として国道168号線や龍田川や近鉄生駒線が通っている。これらからの高さは充分あり、また全体が一定方向への緩やかな傾斜地でもあるため、雨による大規模被害は発生しないものと考えられる。

大型台風が直撃する場合や大阪湾を勢力を落とさず北上する場合、被害の発生に注意する必要があるが、住家や人命に深刻な被害を生じることまでは想定し難い。

2.3 想定される被害



萩の台住宅地位置

2023 生駒市総合防災マップより

・ 生駒市で発生すると予測される地震

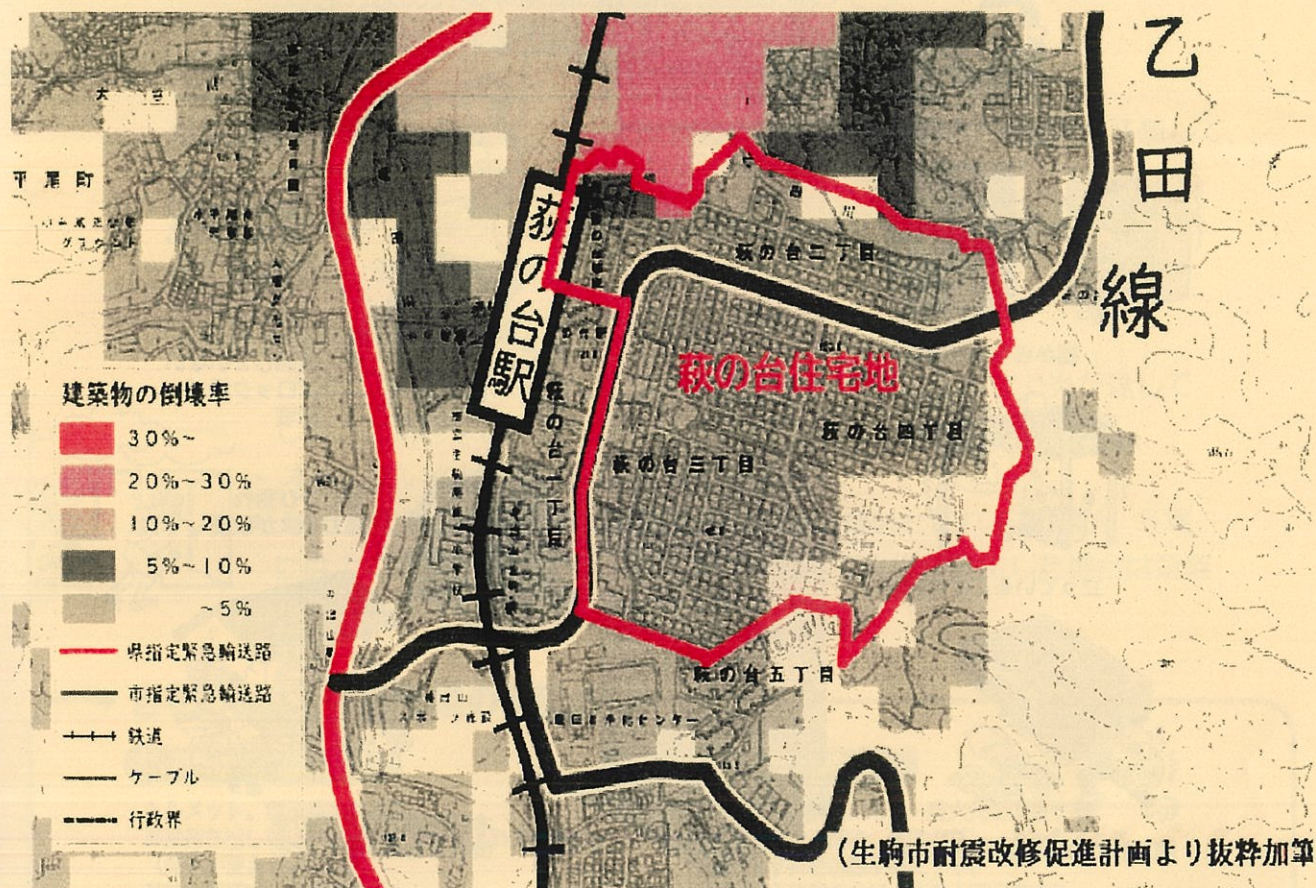
生駒断層帯地震 …震度5強～7を想定（当地は6弱と想定）

南海トラフ地震 …生駒市全体で震度6弱と想定

大規模地震が発生した場合、生駒市危機管理課の想定した生駒市地域防災計画では萩の台住宅地（萩の台2丁目、3丁目、4丁目）での被害を下記のとおり想定している。

- 住家の全壊 15棟程度、半壊 45棟程度
- 負傷者（要救助者を含む） 10名程度
- 避難者（罹災者） 150名程度（うち、避難所生活者 50名程度）

生駒断層帯地震を想定した場合の萩の台住宅地付近の建築物倒壊率図



生駒市 建築課 資料

萩の台住宅地で想定される最大震度6弱の大規模地震が発生した場合の被害は、一部の住家では倒壊が発生する場合があるとの認識を持つ。（地震ハザードマップより）大地震（生駒断層帯地震や南海トラフ地震）を想定した萩の台住宅地での建築物の倒壊率は、概ね5%未満（最低予想率）であるが、ごく一部に5%～10%と判定されている範囲がある。（生駒断層帯地震を想定した場合の萩の台住宅地付近の建物倒壊率図より）

またこの他に

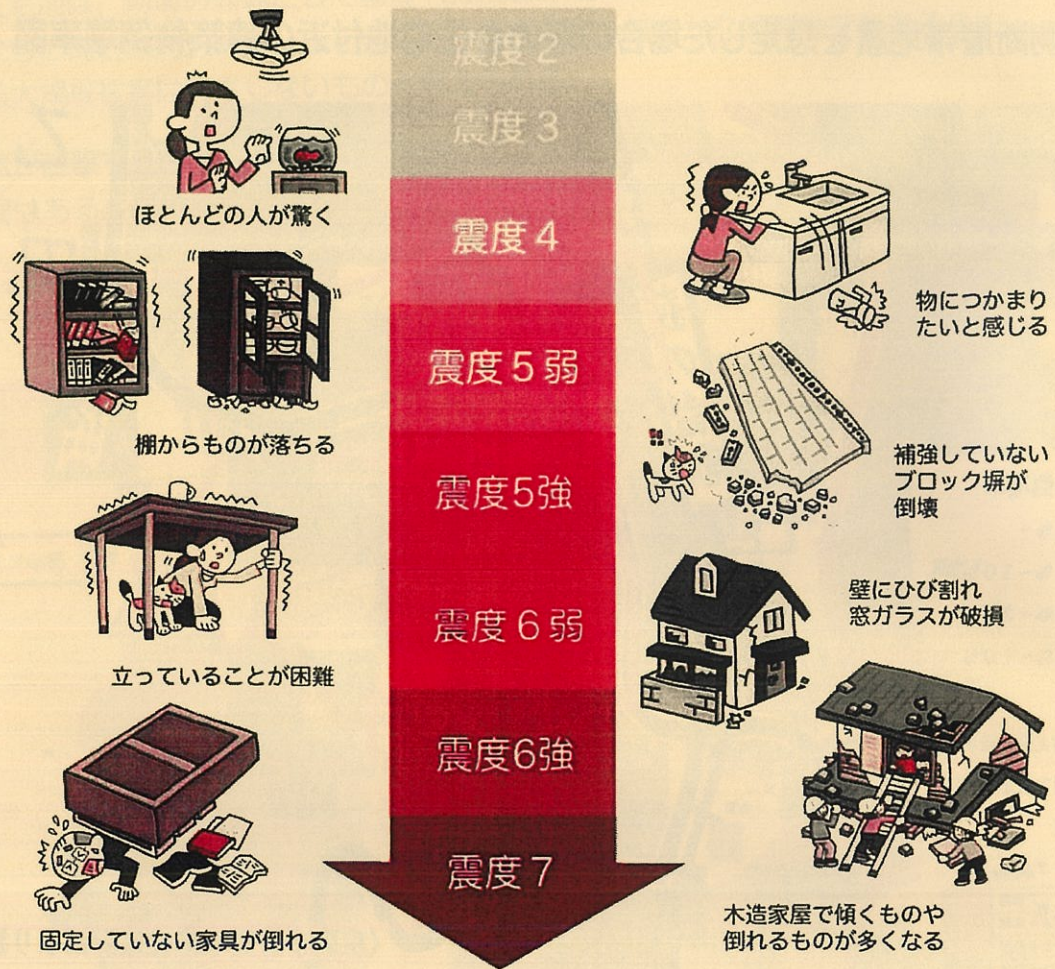
- ・住家…壁/天井のひび割れや落下、窓ガラスの破損
- ・屋内…固定していない家具/家電の移動や転倒

などが起こり、転倒した家具や壁/天井の落下で自力脱出できないことも想定される。

建物や屋内の被害が軽微であったとしても、生活インフラ（電気・ガス・水道）の被害が想定される。これらは他所の被害の大きかった地域とつながっており、寸断されてしまうことが想定される。復旧までに数か月という時間がかかる場合がある。

また各種の生活物資も届かなくなるのではないかと予想されている。

地震の震度と揺れ方（家庭）



第3章 大規模地震発生時に自治会/自主防災会が各世帯に求める事項

大規模地震の発生時には、その時の行動と普段からの備えが被害の大小につながる。

3.1 大規模地震発生時に求める行動

① 自治会/自主防災会が各世帯に求める行動－「自助」

緊急地震速報を受信した、大きな揺れの地震を感じたら、シェイクアウト（身を低くして机やテーブルの下に入り、頭を守る）を行う。



落ち着いたところで、自身の身の安全を確保し家族の身の安全を確保する。

次に火の元を確認する。家屋に被害が出ていないか確認を行う。

被害状況に応じてや不安を感じて自宅を離れ、避難するときはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーも落とす。

大規模地震発生時には避難情報は行政からは出ることではなく、指定緊急避難場所に行くかどうかは自らの判断となる。

指定緊急避難場所に避難する際の判断の目安として、

- ・ 自宅で生活が出来そうにない
- ・ 自宅に倒壊の危険性がある（梁や柱、基礎などに損傷があった場合や傾きが見られる場合）
- ・ 周囲の家の火災や倒壊の影響を自宅が受けそう
- ・ 夜間・停電で住家の被害状況が確認できず不安

などを挙げることが出来る。

緊急避難場所に行くときは、その後の余震で自宅に戻れなくなる場合も予想して、持ち出し品を選んで持ち出す。

住家に被害があった場合は、行政の応急危険度判定で安全（調査済み）と判定されるまでは、避難を続ける。

火災発生時の行動としては、

- ・ 火事になったら、まずは「逃げ遅れない」こと。天井まで炎が達してしまうと消せない。持ち出し品を探さない。
- ・ 本当に怖いのは、炎ではなく煙である。
- ・ 萩の台住宅地では火事での類焼の可能性は低いとされているが、冬場にはよく強い西風が吹く。強風時には風上で火災が発生した場合は避難しなくてはならないこともある。



● 自宅の外へ避難する際の留意点 ●

！ 避難するときの服装

ヘルメット、帽子等をかぶる。
非常持ち出し袋はリュックサックに入れて背負う。
（両手が使えるように）
長袖・長ズボンを着用する。
軍手や手袋をはめる。
靴は底の厚い、履き慣れたものを着用する。
やむをえず夜間に移動の際は懐中電灯を持つ。

！ 避難時のポイント

自宅を離れる前にもう一度火元を確認する。
ガスの元栓を閉め、電気のアレカーを落とす。
持ち出す荷物は最小限にする。
近所の人に声をかけ、複数人で行動する。
避難先へは、徒歩で移動する。
（自動車、自転車はできる限り使用しない）
狭い道やブロック塀、自動販売機のそば、川べり、
ガラスや看板の多い場所を避ける。
子ども、障がい者、高齢者など避難行動要支援者が
はぐれないよう配慮をしながら避難する。

上記は一般的な避難留意点です。各災害に応じた留意点も、個別ページでご確認ください。

2023 生駒市総合防災マップより

② 自治会/自主防災会が各世帯に求める行動―「近所（近助）」

自治会/自主防災会の組織的な共助の活動とは別に、それ未満の隣近所の自発的な助け合い活動があり、「近助」と表現されている。

自身の家族や建物に被害のないことを確認したら、隣近所の様子を確認する。
建物の様子、けが人が出ていないか、出火していないかなどを近所同士でためらわずに声掛けを行い、けが人の救出や初期消火に当たる。

また指定緊急避難場所（生駒南第二小学校）に避難すると判断した場合、隣近所にも声かけ（避難所に行きましょう！）をして積極的な行動を促す。

自主防災会、災害対応5班（後述）では、指定緊急避難場所（生駒南第二小学校）への避難誘導は行なわない。（避難行動要支援者を除く）

③ 自治会/自主防災会が各世帯に求める行動ー「安否確認への対応」

自治会/自主防災会では、揺れが収まったと判断したら直ちに戸別訪問方式の安否確認作業を開始します。各世帯でも在宅者全員の無事や家屋への被害がないことを確認できたら配布してある黄色いバンダナを門扉などにくくりつけるなどして、無事を外示し安否確認作業の効率化に努める。

自治会/自主防災会の安否確認は、生駒市で震度5弱以上が観測されたら実施することとする。

また、震度5弱以上の余震も想定されるため、一度目の安否確認が実施された後は、速やかに目印を撤収し、二度目以降の安否確認に備える。

3.2 平時からの備え

① 非常持ち出し品の準備

避難の際に持ち出すものを準備しておく。準備したものは、持ち出しやすい場所に保管する。資料1に非常持ち出し品のチェックシートを示す。

② 各家庭における備蓄

発災に備え、飲料水や食料などの備蓄を行う。7日分を目標とする。資料1に備蓄品のチェックシートを示す。

飲料水以外の生活水や非常用トイレの備蓄も行う。(トイレはひとり1日5回を目安とする)

停電、電話回線の不通、インターネットの不通などを考慮し、確かな情報を得るために携帯ラジオも必要となる。

③ その他の備え

家具や家電の転倒や飛散の防止対策、家の中の安全な空間づくりや通路の確保を行う。

第4章 自主防災会の組織と活動

萩の台住宅地自主防災会は、萩の台住宅地自治会をベースとした組織で、平常時は自主防災会長を中心に役員が、地区の安全点検や防災/減災に関する知識の啓発や意識の向上を図る。また自主防災会としての防災備品の適正備蓄や維持管理を行う。

災害発生時には、地域の共助の支援拠点として対策本部を萩の台住宅地自治会館に設置する。本部長として、自治会長が指揮を執る。

災害発生時には、自治会/自主防災会役員だけでなく、

民生委員児童委員

自治会内で活動する防災士

青色パトロール隊 隊員

サロンのスタッフ

老人会のスタッフ

現場に居合わせた住民等からの有志

これらの人員を機動的に運用して活動を行う。

4.1 大規模地震発生時の活動

① 安否確認

地震発生揺れが収まり当座の安全が確保出来たら速やかに一度目の安否確認作業を行う。班長が班内を回り、「災害時 安否確認用 名簿」（資料3＝班長に配布済み）に従い安否確認を行う。確認終了後、組の本部役員もしくは自治会災害対策本部の情報班に提出する。



班長が不在の場合は、班員が代行する。「災害時 安否確認用 名簿」は、自治会館に保管されているのでこれを持ちだし作業を行う。確認終了後は上記のとおり。災害対応5班の班員となる自治会の班長は、安否確認作業を行い結果を自治会館に持ち寄り、その後はその場に留まり本部の指示を待つ。

安否確認の際には、配布されている「災害時用支援者名簿」についても開封して使用し、要支援者の安否を特に慎重に確認する。

確認の終了後、「災害時安否確認用名簿」は組の本部役員もしくは対策本部の情報班に提出する。

② 災害対策本部の設置

萩の台住宅地内で大規模地震など甚大な被害が発生した場合に設置する。

先ずは駆け付けた役員が資料4に示す建物被災状況チェックシートに従い点検を行い安全が確認でき次第、自治会館事務所に災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、自治会/自主防災会の役員で構成する。

地震では、生駒市で震度5弱以上が観測された場合役員は、自動的に自治会館事務所に参集し、一度目の災害対策会議を開催する。

③ 災害対応5個班の編成

災害対応には下記の5個班を構成して業務を執り行う。災害対応5班の班長には役員が就き指揮を執る。役員の所属する組の自治会班長が班員となり業務に就く。年度の初めに役員会を開催して、災害対応5個班の班長を決める。

- ・ 消火班…班長は自治会（自主防災会）役員2名 正・副を決める
- ・ 避難誘導班…班長は自治会（自主防災会）役員2名 正・副を決める
- ・ 救出救護班…自治会（自主防災会）役員2名 正・副を決める
- ・ 情報班…災害対策本部長（自治会長）自主防災会長が補佐する
- ・ 給食給水班…自治会（自主防災会）役員2名 正・副を決める

災害対応5個班の班長が欠員となる場合は、災害対策本部長が代行の人選を行う。

本部長が欠員となる場合は、自主防災会長、自治会副会長の順で代行を務める。

民生・児童委員など有志の人員は本部が必要に応じて災害対応5個班の班員として活動に加わる。各班の活動は、必ず2名以上が一緒に行うことを基本とする。

発災直後には予定通りの人員配備がでないことも予想される。本部長または自治会/自主防災会副会長の指揮のもとで、人員配備を行う。

④ 発災時の災害対策本部と災害対応5個班の活動

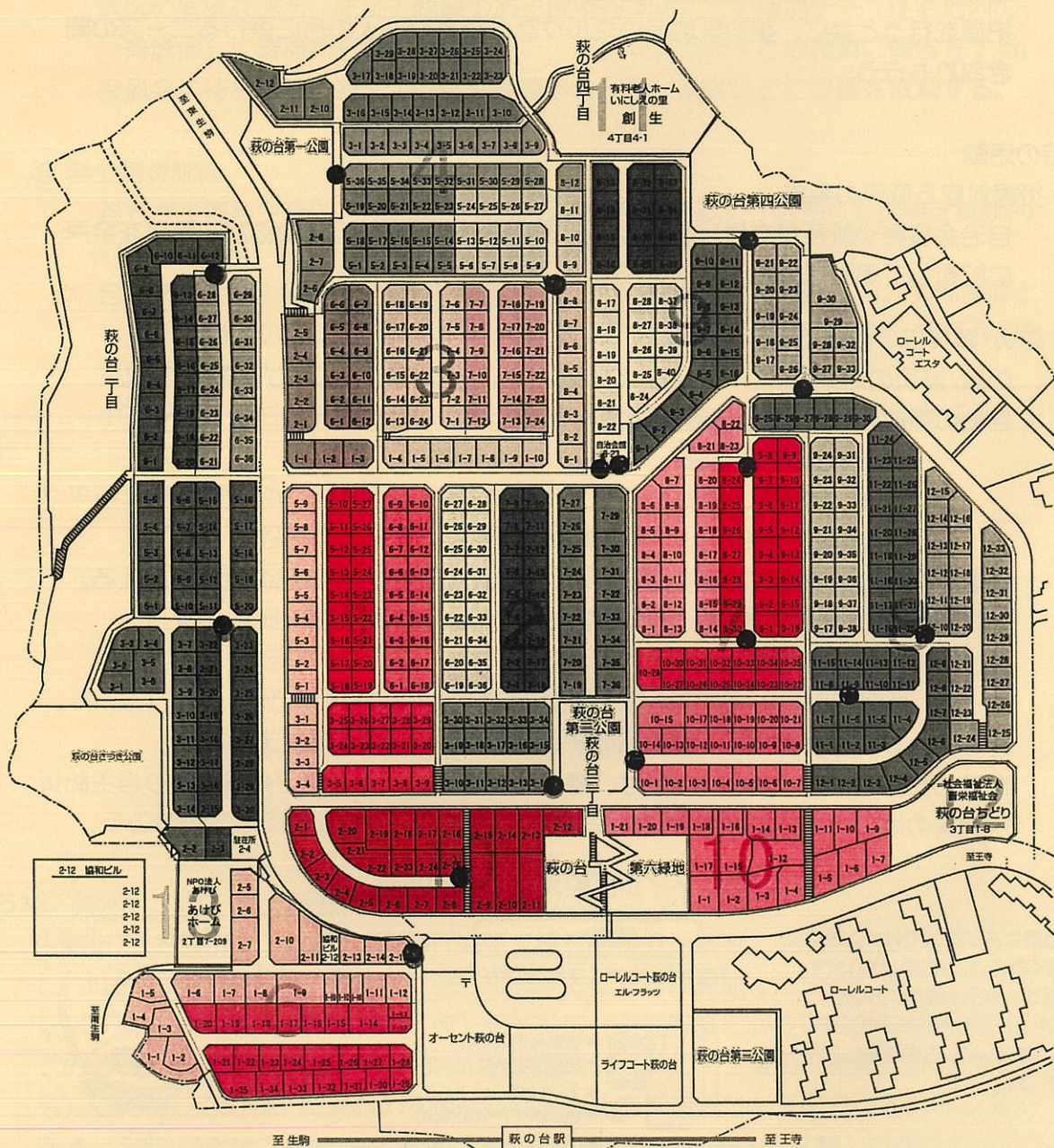
班	活動内容
本部	・ 被害と避難状況の全体状況を集め整理する ・ 災害対応個5班の指揮を執る ・ 状況を捉え、状況に応じた適正な人員配備を行う ・ 適宜災害対策会議を開催する ・ 地区の避難所として自治会館を利用するかの検討 ・ 関係各機関との連絡と調整を行う
初期消火班	・ 火災発生時には消防署が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐために住宅地内に配備されている消火器を使うなどして初期消火活動を行う ・ 消防署の到着後は、その指示に従う ・ 出火の防止の呼びかけと不在宅の見回りを行う ・ 防火/防犯のパトロールを行う
避難誘導班	・ 住宅地内の被災状況の確認を行い、危険箇所があればその表示を行う（余震震度5弱以上の発生ごと） ・ 指定緊急避難場所（生駒南第二小学校）への避難者の情報をまとめる ・ 避難行動要支援者への情報提供や避難行動の支援を行う ・ 指定緊急避難場所（生駒南第二小学校）から自治会館への避難者の誘導を行う ・ 自治会館での避難者の秩序の維持に努める
救出救護班	・ 救出救助活動を行い、救出救助後は適切な応急手当を行う ・ 重傷者中等傷者がいる場合は、消防署に通報するか救護病院（近大奈良病院）などへの搬送を行う 近大奈良病院 乙田町1248-1 ☎ 77-0880 ・ 自治会館および自治会内の公園への避難者全員の健康状態の把握を行う ・ 避難者名簿（資料5）を確認して、要配慮者に適切な支援ができるよう努める ・ 自治会館および自治会内の公園に避難する住民へ支援物資の配布を行う ・ 在宅避難者のニーズの調査（後述）
情報班	・ 生駒市、各種放送等の正しく必要な情報を整理して掲示板などを使い広報する ・ 青色防犯パトロール車両を使用し、街宣の広報も行う ・ 安否確認報告「災害時安否確認用名簿」（資料3）を取りまとめる ・ 地区の被災状況や負傷者の情報、火災発生状況などを取りまとめ、災害対策本部長と指定緊急避難場所（生駒南第二小学校）に報告する

給食給水班

- 自治会館への避難者へ、備蓄した飲料水などの配布を行う
- 食料や水および応急物資の調達を指定緊急避難場所（生駒南第二小学校）より行う
- 受領した物資の一時的保管場所として、自治会館1階集会室の1ブース（黒板側）を利用する
- 調達した食料や水および応急物資を避難行動要支援者台帳などから予め配布を希望する住民への配布を行う
- 炊き出し等の給食給水活動を行う 自治会館台所や自治会館裏のテント下を利用する

災害対策本部長は、災害対応5個班を統括して発災時以降刻々と変化する状況の把握を行い、その都度適正な人員配備や人員の補充を行う。

災害対応5個班は、1日の活動を報告書にまとめ本部に提出する。



● 消火器配置位置

⑤ 地区の避難所

指定避難所である生駒南第二小学校を、生駒南第二小学校避難所運営準備委員会作成「生駒南第二小学校避難所運営計画書」に基づき開設・運営する他、災害の規模と状況に応じて萩の台住宅地自治会館も避難所として利用する。
尚、避難者が少数の場合は、努めて全避難者を生駒南第二小学校から萩の台住宅地自治会館に誘導し収容する。

自治会館に被災者を受け入れる場合は、住宅地内の公園での車中泊も認める。
萩の台住宅地自治会館では、1階集会室を移動間仕切りで3分割し、その2ブースと2階の和室3室の合わせて合計5家族を受け入れる。
車中泊は、萩の台住宅地内の第1公園を避難場所とする。

⑥ 在宅避難者の把握など

生活インフラが停止した場合、諸物資の供給停止となった場合は、在宅避難者の把握を行うと共に、薬や乳幼児のミルクなどひとり一人の命に係わるニーズの聞き取りも行う。

4.2 平時の活動

① 災害対応5個班の編成

自治会役員や班長が交代した場合は、年度初めに役割分担を決めた一覧表を全戸に配布して周知を図る。

② 防災/減災につながる知識の普及

防災/減災の対策では、一人ひとりが関心を持ち準備することが重要である。
自助の熟成をこれを最重要課題として取り組む。

- ・シェイクアウト訓練
- ・食料、飲料水、燃料の備蓄（7日分）
- ・家具家電の転倒防止、飛散防止

以上を自治会だより等で幾度も呼びかけてきたが、これに下記の項目を加える。

- ・家の中の安全対策（安全な空間づくり、通路の確保）
- ・生活水の備蓄
- ・非常用トイレ（一人1日5回が目安）

その他、非常持ち出し品・備蓄品のチェックシートを資料1に示す。

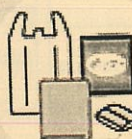
自助のための推奨事項については、継続的に自治会だより等で発信したり自主防災訓練等の場で啓発活動を行う。

災害時、トイレが使えなくなったら…

地震により断水でトイレが使えなくなることが想定されます。最低でも3日分(家族の人数×1日のトイレ回数×3日分)の携帯トイレ、簡易トイレの備えをしておきましょう。

携帯トイレ

備蓄されていれば、すぐに使用が可能



- 排便時用収納袋
- 廃棄用収納袋(防臭)
- ティッシュ
- 吸水ポリマー(凝固剤)

簡易トイレ

概ね1袋につき数十回使用可能。保管袋、脱臭剤のセットになっていて1セット1000回程度使用可能なものもある。



③ 自治会館を避難場所として使用するための備蓄

生駒市が想定した避難者数50名程度の全員が自治会館と住宅地内の公園に避難していることを想定して、その食料、飲料水、燃料、簡易トイレ、マスク等の備蓄にあたる。

④ 防災資機材の整備（9月実施）

役員（災害対応5個班班長）が防災資機材を整備し、点検や使用方法の確認を行う。点検は、備品ごとに正常に稼働するか、破損や劣化がないかを確認する。点検結果を持ち寄り、整備や廃棄の有無を確認する。また、備品の追加について協議を行う。（資料2）

⑤ 地区の安全点検（概ね6月と11月に実施）

地区の危険な場所、防災上問題のある場所を半年ごとの環境デー（住宅地内の一斉清掃）に清掃持ち場の点検を行い、これを班長がまとめ役員に報告をする。役員会に持ち寄り、適宜生駒市管理課やみどり公園課などに確認を依頼する。

⑥ 自主防災訓練

誰もが災害発生時に、自助/共助に正しく対応できるよう自主防災訓練を継続的に実施する。

自主防災会が主催して、7月ごろをめどに防災講習会を開催する。外部講師として、生駒市防災安全課や生駒市消防署、日本赤十字社などに依頼して行うのも良い。

10月～11月には消火訓練、避難誘導や炊き出しなどの実地訓練を実施する。

⑦ 平時の自主防災会の活動日程（まとめ）

- 4月 役員の災害対応5個班の役割の決定
- 5月 自主防災訓練の内容と日程の決定
- 6月 地区安全点検（一斉清掃時に参加した住民が実施、11月にも）
- 7月 自主防災訓練（主に座学）
- 9月 防災備品の点検等および備品の整備/廃棄/追加の検討
- 11月 自主防災訓練（主に実地訓練）と防災訓練の検証

その他適宜、自治会だよりを利用して啓発活動を行う。

第5章 災害発生時の要支援者への対応

生駒市では令和6年度より「避難行動要支援者避難支援事業」を開始している。

これは、自然災害が発生した時に自力や家族での対応が困難で第三者による避難支援を必要とする人（避難行動要支援者）を対象に、避難支援に必要なことや配慮事項などの情報を平時から支援関係者（自治会、避難支援員、民生委員、避難所運営担当者等）に共有しておき、災害時の安否確認や避難所運営に活かしていこうという制度である。平成23年度から行われてきた「災害時要援護者避難支援事業」が改訂されたものである。

5.1 避難行動要支援者台帳

生駒市では、新しい制度での「避難行動要支援者台帳」を作成している。従来の制度と同じように

- (1) 70歳以上のひとり暮らしの人
- (2) 要介護認定3以上の人
- (3) 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級の人
- (4) 難病患者（郡山保健所に要援護台帳の登録をしている人）
- (5) 上記に準じる人

を対象に調査票を送付して、登録を申請した人を台帳に登録している。



5.2 個別避難計画書と災害時要支援者名簿

土砂災害被害の高い地域の要支援者に対して、避難行動要支援者とその家族、避難支援員、自治会（自主防災会）、民生・児童委員等の地域の方々に福祉専門職、生駒市地域共生社会推進課で構成したメンバーを招集して地域調整会議を開催した上で個別避難計画書を作成している。

萩の台住宅地のように被災リスクの少ない地区の要支援者には、地域の自治会長（自主防災会長）や民生・児童委員と相談しながら作成する「セルフプラン」方式となっている。

萩の台住宅地自治会/自主防災会では独自に「避難行動要支援者台帳」へのエントリーシートを利用し、災害発生時の要支援者の追加把握を行う。

萩の台住宅地では、先の5.1の(1)～(5)の項目を拡大して様々な理由で支援を必要とする方を把握して、災害時要援護者名簿を作成する。

受付けた要支援者に対しては、情報の提供や避難行動の支援のほか、生活インフラの停止や物資の供給停止を念頭に、飲料水や食事、諸物資の宅配等の支援を加える。

- ・ 災害時要援護者名簿の原本は、自治会長/自主防災会長が守秘義務を持ち内容を把握したうえで管理保管する
- ・ 災害時要援護者名簿より、氏名と住所のみの一覧表を別に作成して封入したものを保管する本部役員および班長が配布保管する
- ・ 発災時に封入保管していた一覧表を開封して、安否確認等の行動にかかる

5.3 要支援者の避難行動支援

発災時避難行動要支援者に登録された要支援者には、安否確認作業が終了後に避難誘導班が駆け付け必要に応じて情報の提供や避難行動の支援等の活動を行う。

資料6を参考に活動を行う。

第6章 計画の見直し

萩の台住宅地 地区防災計画は、日時の経過とともに地区の実情と合わなくなったり、改正されていく地域防災計画との齟齬が生じないように、定期的な見直し作業を行い必要な改正を行う。

6.1 定期的な見直し

毎年実施する自主防災訓練（11月実施予定）のあと、自治会役員/自主防災会役員および民生委員児童委員と防災士などが集まり、この萩の台住宅地 地区防災計画の見直しの検討会を開催する。

6.2 臨時の見直し

訓練や実際に起こった災害での対応を見て、萩の台住宅地 地区防災計画の問題点や改善点が見つかった場合は、その都度自治会役員/自主防災会役員および民生委員児童委員と防災士などが集まり、見直しの検討会を開催する。

（付録）

生駒市 環境保全課 発行（令和8年5月）ごみガイドブックより

- ・ 大規模災害発生時のごみの出し方
- ・ 片付けごみの分け方

を末尾に掲載しています。

秩序ある分別と出し方により、災害復旧がスムーズに進むことで普段の生活にいち早く戻れるといわれています。

あとがき

萩の台住宅地 地区防災計画は、令和8年2月20日の生駒市防災
会議で承認されたものです



非常持出品・備蓄品

リュックサックなどに入れておき、避難しなければならないときに持ち出す「非常持出品」と、避難後の生活を支える「備蓄品」の2段階で準備しておく必要があります。

リストを参考に、個人や家庭に必要なものをしっかり準備しておきましょう。

非常持出品 避難の際に持ち出すもの!

- | | |
|--|--|
| ☐ 携帯電話・スマートフォン | ☐ 予備電池・携帯充電器 |
| ☐ 水 | ☐ マッチ・ろうそく |
| ☐ 食品(ご飯(アルファ米など)、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど最低3日分の用意!) | ☐ 救急用品(ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など) |
| ☐ 防災用ヘルメット・防災ずきん | ☐ 使い捨てカイロ |
| ☐ 衣類・下着 | ☐ ブランケット |
| ☐ レインウェア | ☐ 軍手 |
| ☐ 紐なしのスリッパ | ☐ 洗面用具 |
| ☐ 懐中電灯(手動充電式が便利) | ☐ 歯ブラシ・歯磨き粉 |
| ☐ 携帯ラジオ(手動充電式が便利) | ☐ タオル |
| | ☐ ペン・ノート |

感染対策にも有効です!!

- ☐ マスク
- ☐ 手指消毒用アルコール
- ☐ 石けん・ハンドソープ
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ 体温計



一緒に持ち出そう!!

- ☐ 貴重品(通帳、現金、パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカードなど)

子供がいる家庭の備え

- | | |
|---|----------------------------------|
| ☐ ミルク
(キューブタイプ・液体タイプ) | ☐ 離乳食 |
| ☐ 使い捨て哺乳瓶 | ☐ 携帯カトラリー |
| | ☐ 子供用紙オムツ |

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| ☐ お尻ふき | ☐ 抱っこひも |
| ☐ 携帯用お尻洗浄機 | ☐ 子供の靴 |
| ☐ ネックライト | |



女性の備え

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 生理用品 | ☐ サニタリーショーツ |
| ☐ おりものシート | ☐ 防犯ブザー/ホイッスル |
| | ☐ 中身の見えないごみ袋 |



高齢者がいる家庭の備え

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 大人用紙パンツ | ☐ 入れ歯 |
| ☐ 杖 | ☐ 入れ歯用洗浄剤 |
| ☐ 補聴器 | ☐ 男性用吸水パッド |

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ デリケートゾーンの洗浄剤 |
| ☐ 持病の薬 |
| ☐ お薬手帳のコピー |



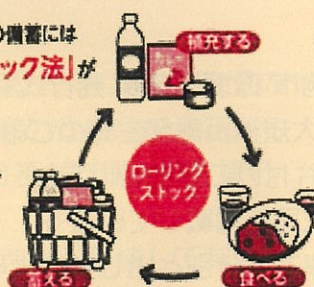
備蓄品 家に備えておくもの!

- ☐ 食料や水(最低3日分)できれば1週間分)×家族分
保存期間の長いものを多めに買って置き、消費したら補充するという習慣にしていれば、常に食料の備蓄が可能!
- ☐ 生活用品
例えば、ティッシュ、トイレトペーパー、ラップ、ゴミ袋、ボリタンク、携帯用トイレ、カセットコンロ、カセットガス...など



食料品・生活消耗品の備蓄には「ローリングストック法」が有効です。

消費期限を考えながら計画的に消費し、消費した分は新たに購入するようにしましょう。



ほかにも、家庭に必要なものは日ごろから備えておきましょう。

〈 資料 2 〉

防 災 資 機 材 点 検 票

令和6年9月1日 現在

	品 名	第1倉庫 自治会館	第2倉庫 第2公園	第3倉庫 第4公園	作動確認	破損確認
1	テント 3.6×7.2	1			—	
2	テント 3.6×3.6	2			—	
3	チエンソー（エンジン式）	3				
4	チエンソー用燃料	2 事務所内				
5	発電機（ガスボンベ稼働）	1				
6	発電機用ガスボンベ	6 事務所内				
7	携帯 蓄電池	2 事務所内				
8	投光器			2		
9	コードリール	2			—	
10	油圧式 ジャッキ	3	1	1	—	
11	リアカー	1 会館屋外			—	
12	炊き出し釜用 架台			1	—	
13	炊き出し釜用 釜			1	—	
14	炊き出し釜用コンロ 大			1	—	
15	炊き出し釜用コンロ 中			1	—	
16	簡易トイレセット	1			—	
17	台 車			1	—	
18	ヘルメット	25			—	
19	パック毛布	40			—	
20	救急セット	1	1	1	—	
21	ハンドマイク	1 事務所内				
22	担 架	2	1		—	
23	かけや	2	1		—	
24	ロープ （100m）	1			—	
25	大ハンマー	1	1		—	
26	のこぎり	1	1	1	—	
27	パール	1	1	1	—	
28	スコップ	2	2	2	—	

点検時 特記事項

災害時 安否確認用 名簿 （萩の台住宅地自主防災会）

令和 年 月 日

【 組 - 班 】 班長氏名（ ）

	住所	班 員 名	安否の確認		記 事
記入例	7-1-1	防災 太郎	安全確認	不明	
記入例	7-1-2	安全 守美	安全確認	不明	家屋に損傷あり
1			安全確認	不明	
2			安全確認	不明	
3			安全確認	不明	
4			安全確認	不明	
5			安全確認	不明	
6			安全確認	不明	
7			安全確認	不明	
8			安全確認	不明	
9			安全確認	不明	
10			安全確認	不明	
11			安全確認	不明	
12			安全確認	不明	

注意！	震度5弱以上が観測された場合、
	① 自分の身の安全を確保、確認してください
	② 家族の身の安全を確保、確認してください
	③ 班内の安否確認をしてください 安全に見回ることが出来ないと判断の場合は無理をしないでください
	④ 組本部役員に報告してください

〈資料 4〉

建物被災状況チェックシート

自治会館（コンクリート造）

注意！ 必ず2名以上で確認すること！

質 問	該 当 項 目		
1. 隣接する建物が傾き、自治会館に倒れこむ危険性があるか？	A いいえ	B 傾いている 感じがする	C 倒れこみそうである
2. 建物周辺に地割れ、液状化、地盤沈下などがあるか？	A いいえ	B 生じた	C ひどく生じた
3. 建物の基礎が壊れているか？	A いいえ	B 壊れている	C ひどく壊れている
4. 建物は傾斜していないか？	A いいえ	B 傾斜している感じがする	C 明らかに傾斜している
5. 外壁などが落下していないか？	A いいえ	B 落下した、または大きな亀裂がある	C 落下した
6. 窓ガラスが割れたか？	A いいえ	B 割れた (Cの回答はなし)	
ここまでのチェックで、BまたはCに該当する項目があった場合は、自治会館の 使用は不可 とする。 7～11項のその他目について被害があれば、記入して下さい。			
7. 床が壊れているか？	A いいえ	B 少し傾いている (下がっている)	C 大きく傾いている (下がっている)
8. 内部の壁が壊れているか？	A いいえ	B コンクリートがはがれている 大きなひびがある 鉄筋が見えている	C 壁が崩れている
9. ドア・窓などが壊れているか？	A いいえ	B ドアや窓が動きにくい	C 壊れて動かない
10. 天井、照明器具が落下しているか？	A いいえ	B 落下しかけている	C 落下した
11. その他目についた被害を記入（例：塀が壊れている、水道・ガスが漏れている、家具が倒れた）			

判定

	判定	対応
Cがひとつでもある	危険	立ち入らず、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する
Cはないが、Bがひとつでもある	要注意	応急的な補強を行うなど、必要な措置を講じた上で、利用を開始する
Aのみである	使用可	危険個所に注意し、利用を開始する

入所日	年 月 日 :	住所		
所属自治会			電話番号	
代表に○	氏名	年齢	性別	避難 状 態
1			男・女 その他	
2			男・女 その他	
3			男・女 その他	
4			男・女 その他	
5			男・女 その他	
				1. 避難所
				2. 車中泊
				3. テント泊
				4. 帰宅困難者
				5. 在宅被災者
				6. その他()

【その他特記事項】

[illegible]

退所日	年 月 日 :
転出先	住所 氏名 Tel



避難行動要支援者への支援

高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、難病患者、日本語を理解できない外国人など災害時に特に配慮を必要とする人を「要配慮者」といいます。そのうち自ら避難することが困難で、避難に支援を要する人を「避難行動要支援者(災害時要援護者)」といいます。

日頃からコミュニケーションを図り、支援方法について地域で話し合うなど、災害時の体制を整えておきましょう。また、生駒市では災害時要援護者を支援するために、市内自治会の協力により、支援体制の整備をお願いしています。

支援内容 ● 安否確認、声かけ ● 避難誘導、避難行動の支援

要配慮者の方の支援ポイント

目が不自由な方

杖を持たない方の手で肘のあたりを軽くつかんでもらい、半歩先を歩きます。(杖や腕は引っ張らない)

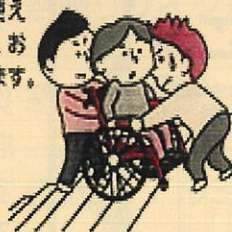
「あれ・それ」などの指示語を使わず、行先や方向、段差など目の前の状況を具体的に知らせながら誘導します。



車いすを使う方

階段では3~4人以上で援助し、上がるときは前向き、下るときは後ろ向きで持ち上げて移動します。(車輪部は持たない)

車いすが使えない場合は、おぶって避難します。



乳幼児を抱える方・妊婦

声をかけたり、荷物を持ったりするなど身体的・心理的な負担を和らげます。



耳が不自由な方

筆談や身振り、指で字を書く(空書き)などして伝えます。

話すときには、口を大きくはっきり、ゆっくり動かして伝えます。



高齢の方

荷物を持つ、手を添えたり肩を貸したりするなどの支援をします。緊急時にはおぶって避難しましょう。



外国人の方

出来るだけ簡単な日本語で伝えましょう。言葉が通じない場合は、身振り手振りで避難所へ誘導します。



知的障がいや精神障がいがある方

突然の出来事に不安になり、混乱したり動けなくなったりする場合があります。不安を和らげるよう優しく接し、わかりやすい言葉で具体的に伝えながら避難誘導します。状況によっては手を引いての支援が必要となります。

身体内部に障がいがある方

外見ではわかりませんが、災害時に医療行為を受けられなくなると生命の危険に直結する方がいます。医療機器を使用されている場合は、移動に時間も人手も必要になりますので、周囲の協力が必要です。症状の急変や体調の不良を訴える場合は、すぐに医療機関に連絡しましょう。

その他

要配慮者の家の家具を固定するなど、災害対策も支援しましょう。

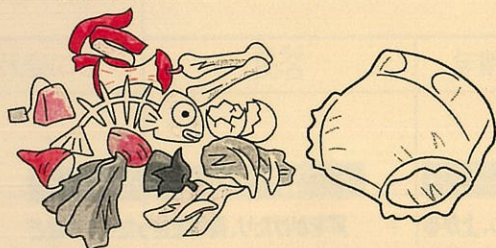
大規模災害時のごみの出し方

地震等の大規模災害が起きた際には、生活ごみ、片付けごみなどの災害廃棄物が大量に発生します。迅速な復旧、復興作業のためにも、災害時のごみの出し方について、以下の点にご協力をお願いします。

また、このごみガイドブックをいざという時のために保管していただき、災害時にご活用ください。

燃えるごみ

衛生上、自宅で保管できないもの

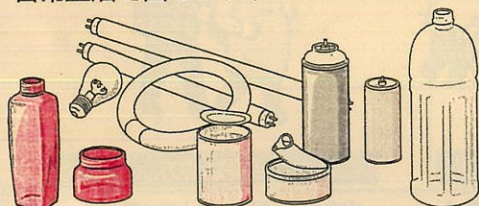


燃えるごみの集積所

普段燃えるごみを出している集積所に生ごみ等のごみを出してください。災害時の生活ごみの収集は「**燃えるごみ**」を優先的に収集します。被災状況により、通常の収集日に回収できない場合があります。

燃えないごみ、資源ごみ

日常生活で出るペットボトルやびん・缶等

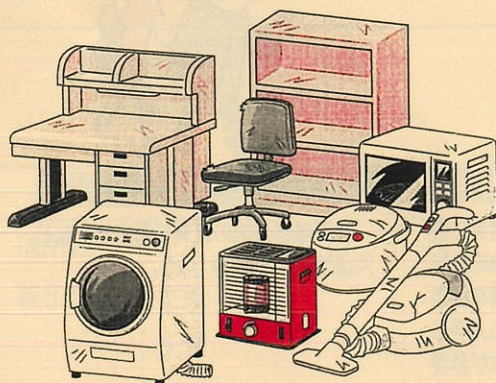


自宅で保管

災害時には、燃えるごみ、片付けごみの収集を優先します。すぐに捨てる必要のない「燃えないごみ、資源ごみ」は**できるだけ自宅で保管**してください。

片付けごみ

災害により使用できなくなった家具や家電など



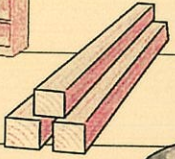
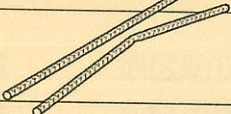
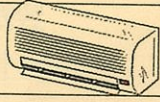
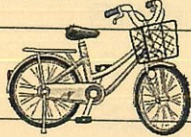
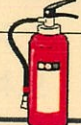
仮置場

災害時には仮置場という片付けごみを持ち込むことができる場所が指定されます。片付けごみは**分別をしたうえで仮置場へ持ち込んでください**。生活ごみの収集に支障をきたしますので、**片付けごみを集積所には出さないでください**。また、悪臭の発生や害虫被害を防ぐため、**生ごみを仮置場へ持ちこまないでください**。

発災時にはホームページやSNSのほか、被害状況に応じて、掲示板への貼り出し、報道発表、広報車、防災行政無線、回覧板などで発災後の時期区分に応じて適切な情報を発信します。

片付けごみの分け方

仮置場へごみを持ち込む際には、必ず分別をしてください。分別をすることで処理時間が短くなり、悪臭の発生や害虫被害の抑制につながります。

分別区分	出せるもの
 畳	災害により被害を受け使用できなくなった畳
 家具類	可燃性の棚や机等
 木くず	柱、はり、壁紙の廃木材等
 コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
 金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
 家電4品目	テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機 ※必ず冷蔵庫は中身を出してから捨ててください
 電化製品	家電リサイクル法対象品以外の電化製品
 ガラス・陶磁器等	窓ガラス、割れた食器等
 金属類	自転車、アルミ製窓枠等
 処理困難物	タイヤ、石こうボード等
 有害ごみ・危険物	消火器、ガスボンベ、太陽光パネル等

仮置場レイアウト (参考図)

